説明会及び説明会後の質疑応答

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 質問 | 回答 |
| 1 | Ｑ1(ア)事例６については、レセプト全体が、マル　　 長扱いになるという解釈で良いか。Ｑ1(イ)(上記の質問に関連して)薬局のレセコン　　(レセプトコンピューター)への入力を正しく　　すれば良いということになるのか？ | Ａ1（ア）その解釈で良いです。医療保険分以外は、マル長で支払うことにな　　　 りますが、マル長の自己負担部分(10,000円)については、更生医療(公 費15) 5,318円と特別医療4,682円で負担することになります。　　Ａ1（イ）そのとおりです。 公費15の薬剤と、それ以外の薬剤を切り分け　　　　て、入力してください。 |
| 2 | Ｑ２　事例６［薬局］ですが、特別医療の対象者　　でなければ、どうなりますか？ | Ａ２ 患者負担が発生することとなります。　　 公費15が絡まない部分と、公費15が絡む部分で、分けて考える必要 があります。 (１)公費15が絡まない部分について　　 ・特別医療の公費15が絡まない部分(2,182円)については、患者負担 となります。 （２）公費15が絡む部分(2,500円)について ・病院・診療所での患者負担限度額の使用状況により変わります。　　 　　　 上限額管理票で確認する必要があります。 ・既に2,500円の患者負担をされていれば、患者負担はなく、公費15 での公費負担となります。　 ・患者負担をが全くされてなければ、2,500円全てが患者負担となり ます。　　 ・既に患者負担をａ円(2,500円未満)されていれば、2,500円－ａ円が　　　患者負担となります。 |
| 3 | Ｑ３ マル長(長期高額療養費)の自己負担部分　(1万円)について、自分の薬局(指定薬局)に受診　されたら分かるが、他の薬局に行かれたら分か　らないのではないですか？ | ＜確認結果＞・そのとおりです(分からないです)。・患者様が、風邪などの他の病気で他の薬局に行かれたら、社会保険の自己　負担割合通りに、支払いをしていただくことになります。 |
| 4 | Ｑ４　事例６［薬局］に関してです。現在の取扱　いについての確認ですが、支払基金も、公費15　対応の薬剤ととそれ以外で切り分けをしてい　るのですか。 | Ａ４・＜支払基金への確認結果＞・そのとおりです。公費15の薬剤と、それ以外の薬剤を切り分けて、入力し　てください。・公費15の薬剤かどうかの詳細は、審査支払機関に問合せてください。 |